

大阪港保安委員会の概要

大阪港において、関係機関・団体の連携による保安の向上と入出管理の強化を図ることを目的として、平成 16 年 1 月 26 日に設置。

＜審議・調整事項＞

- (1) 施設、検査・監視用資機材等の整備・運用における連携・協力
- (2) 監視・巡回等における連携・協力
- (3) 不法入出等の問題事案が発生した場合に連携して実施すべき対策の検討
- (4) 状況に応じて連携して行う保安及び入出管理の強化策の検討
- (5) 緊急時の連絡調整体制の整備
- (6) その他、連携して行う保安・入出管理対策において必要な事項

＜構 成＞

大阪海上保安監部 大阪府大阪水上警察署 大阪出入国在留管理局審査管理部門
大阪税関監視部 近畿地方整備局港湾空港部 近畿運輸局海上安全環境部
大阪市消防局水上消防署 大阪港湾局
大阪検疫所 神戸植物防疫所大阪支所 動物検疫所神戸支所大阪出張所
阪神国際港湾(株) 大阪港運協会 大阪船主会
(一社)日本船主協会阪神地区船主会 (一社)日本外航客船協会

下線：大阪港港湾危機管理コアメンバー（大阪港における水際危機管理の主要関係行政機関）

S O L A S 条約

正式名「海上における人命の安全のための国際条約」（国際海事機関(IMO)所管）

(International Convention for the Safety of Life at Sea)

2001(平成 13)年 9 月の米国同時多発テロ等を契機として、2002(平成 14)年 12 月に改正、2004(平成 16)年 7 月発効。国際航海船舶と国際港湾施設の保安強化対策を締約国に義務付け

わが国では、改正条約を履行するための国内法として、平成 16 年 4 月に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」を制定、改正条約の発効に合わせて同年 7 月施行

＜埠頭施設における主な保安措置＞

- 不正な侵入を防止するためのフェンス、出入箇所を限定するためのゲートの設置
- ゲートにおける人・車両の出入管理
- 埠頭施設及び前面水域の巡視・監視（一部の施設で監視カメラ等を設置）
- 関係機関、船舶保安管理者等との連絡調整
- 以上の内容等を定めた保安規程の策定
→国が承認→保安対策がなされている施設として IMO に登録